**平成２４年（フ）第１２４７号**
大津市真野５丁目25番７―505号
債務者　辻河　　徹
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内村　和朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１００７号**
堺市美原区さつき野東２丁目５番地16、前住所堺市美原区平尾281番地10
債務者　椎葉　哲士
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１０８５号**
堺市美原区さつき野東２丁目５番地16、前住所堺市美原区平尾281番地10
債務者　椎葉　克美
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１１０７号**
大阪府柏原市太平寺１丁目13番14号
債務者　久保みや子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第１６８０号**
福岡市西区内浜２丁目６番３号
債務者　下先　律子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１６９９号**
福岡県宗像市日の里５丁目３番地２　52棟506号
債務者　加耒　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１７００号**
福岡県宗像市日の里５丁目３番地２　52棟506号
債務者　加耒加奈子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１７３７号**
福岡市早良区飯倉３丁目13番８号
債務者　横山　謙吉
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１７４３号**
福岡県朝倉市屋永4135番地
債務者　野村　健剛
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１８８９号**
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目２番12号
債務者　野田　千秋
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１９０８号**
福岡県朝倉市長谷山874番地１
債務者　久保　忠博
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１９１１号**
福岡市西区下山門団地35番104号
債務者　三好　一男
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１９２６号**
福岡市早良区四箇田団地11番106号
債務者　今田　洋二
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１９７８号**
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲497番地２エステート篠栗202号
債務者　山口　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１９９２号**
福岡県糟屋郡久山町大字久原1770番地セゾン久山201号
債務者　加倉雄一郎
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２００２号**
福岡市東区和白東５丁目５番19号
債務者　豊留　英市
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第６３号**
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延132番地
債務者　弘田　節子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所直方支部